

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(9)議案第74号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第74号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 7 4 号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

1 条例改正の背景

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 1
6 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、養護老人ホームの設置者は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること等の要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととするもの
- (2) 上記 1 に伴い、養護老人ホームに置かなければならない常勤の施設長について、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内に限らず他の事業所等の職務に従事することができることとするもの

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第76号 (職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。 (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居</p> | <p>○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第76号 (職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。 (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号)第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(6) 栄養士 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項(第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。</p> <p>(2) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員</p> | <p>者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第83号)第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(6) 栄養士 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項(第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム(以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。</p> <p>(2) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>ア 入所者の数が100人以下の盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。</p> <p>イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項、第2項、第7項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>他</u>の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指</p> | <p>ア 入所者の数が100人以下の盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。</p> <p>イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項、第2項、第7項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）、介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p> <p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> | <p>定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> |
| <p>8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、1人を減じた員数とすることができる。</p> | <p>8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、1人を減じた員数とすることができる。</p> |
| <p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> | <p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p> |
| <p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第228条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> | <p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例第228条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p> |
| <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> | <p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p> |
| <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に</p> | <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(5) 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>(協力医療機関等)</p> | <p>応じ、当該各号に定める職員又は従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(5) 診療所 事務員その他の従業者</p> <p>(協力病院等)</p> |
| <p>第26条 養護老人ホームの設置者は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u></p> | <p>第26条 養護老人ホームの設置者は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。</p> |
| <p><u>(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>2 養護老人ホームの設置者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p><u>3 養護老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医</u></p> | <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p> | |
| <p><u>4 養護老人ホームの設置者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> | (新設) |
| <p><u>5 養護老人ホームの設置者は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。</u></p> | (新設) |
| <p><u>6 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</u></p> | 2 養護老人ホームの設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 |